

出雲市立総合医療センター院内感染防止対策指針

第1 趣旨

出雲市立総合医療センター（以下「医療センター」という。）の院内感染防止対策及び院内感染発生時の対応等における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図るとともに、医療従事者の健康と安全を守ることを目的として定めるものである。

第2 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

医療センターの全職員が、安全な医療を実現していくためには院内感染対策の推進が不可欠であるとの認識に立って、院内感染を未然に防ぐとともに、万一、院内感染が発生した場合には迅速な原因の特定と制圧により、早期の終息を図ることが必要である。次のことを全職員で取り組むものとする。

- 1 院内感染防止対策組織を整備し、院内感染の防止に向けて継続的な対策の推進に努める。
- 2 感染防止対策に関する考え方を理解し、適正に実践する。

第3 用語の定義

本指針及び院内感染防止対策に係る規定等において、次の用語を当該各項のとおり定義する。

1 院内感染

医療センター環境下で感染した全ての感染症を院内感染といい、医療センター内という環境で感染した感染症は、医療センター外で発症しても院内感染という。逆に、医療センター内で発症しても、医療センター外（市井）で感染した感染症は、院内感染ではなく、市井感染（持ち込み）という。

2 院内感染の対象者

院内感染の対象者は、入院患者、外来患者の別を問わず、医療従事者及び医療センターに関わる者（委託業者、医療ボランティア、面会者、訪問者等）を含む。

第4 組織

院内感染の対策・防止及び発生時の迅速な対応を図るため次の組織を設置する。

1 院内感染防止対策委員会（以下「委員会」という。）

- (1) 院長のもとに組織横断的代表を構成員として、委員会を設け、感染対策の中心的役割を担う。
- (2) 委員会の委員長（以下「委員長」という。）には、感染症対策に関し相当の経験を有する医師を充てる。
- (3) 毎月1回定期会議を開催し、院内感染の発生状況、医療センター全体の包括的な管理・対策を検討し、決定する。必要に応じて臨時会議を開催する。
- (4) その他詳細については、別に定める。

2 院内感染対策チーム（以下「ICT」という。）

- (1) 院内感染の予防及び対策を迅速かつ効果的に遂行するための実動部隊であり、委員会の

執行機関である。

(2) 院内集団感染（アウトブレイク）時などにおいては、迅速に感染対策を立案し、活動にあたる。

(3) その他詳細については、別に定める。

3 ICT運営サポートチーム

(1) 院内感染対策を実践するためのサポートチームである。

サポートチーム中で各病棟での活動をサポートする看護師をリンクナースという。

(2) ICTと連携して自部署における感染対策の問題点を抽出し、検討・改善を図っていく。

(3) その他詳細については、別に定める。

第5 職員研修

1 必要性和目的

医療従事者は、感染対策について高い意識をもっていなければ、院内感染防止対策を徹底することはできない。

効果的で効率的な感染対策を推進するために、個々の職員が感染対策に対する関心を高め、感染対策に基づいた医療行為を行うための正しい知識と技術を習得することを目的に職員研修を実施する。

2 内容等

(1) 職員研修は、医療センター全体に共通する院内感染に関する内容について、年2回全職員を対象に行う。また、必要に応じて、部署、職種を限定した研修も行うものとする。

(2) 職員研修は、実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）を記録、保存するものとする。

第6 院内感染防止対策が必要な感染症の検出状況の情報伝達

1 臨床検査科は、院内感染対策上問題となる微生物を検出した場合、検査を依頼した医師（以下「主治医」という。）へ報告し、主治医は、「感染症発生報告書」を作成し、委員長へ提出する。

2 委員長は、院内での感染症の発生状況を把握する。

3 臨床検査科は、毎週、入院患者からの各種微生物の検出状況や薬剤感受性成績のパターン等の情報を感染情報レポートとして委員長へ報告する。

4 臨床検査科は、院内感染対策上問題となる主要な微生物の検出状況を委員会及びICT会議で報告する。

第7 院内感染発生時の対応

1 感染症の異常発生を確認した（疑った）職員は、直ちに委員長へ報告する。

2 報告を受けた委員長は、現状の分析を行い、ICTと協力して、必要な感染対策を行う。

3 異常発生時には、委員長は、その状況及び患者への対応等を院長へ報告するとともに、必要に応じ、委員会を招集し、感染経路の遮断及び拡大防止に努める。

4 委員会は、速やかに発生の原因を究明して改善策を立案し、対応策を実施するために全職員への周知徹底を図る。

5 事務局長は、報告の義務付けられている感染症が特定された場合には、速やかに出雲保健

所へ報告する。

第8 院内感染防止対策マニュアル

- 1 職員に院内感染防止対策を周知するため、院内感染防止対策マニュアル（以下「マニュアル」という。）を電子カルテ端末内に保存するとともに必要な部署に配付する。
- 2 職員は、マニュアルを遵守し、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第9 患者への情報提供と説明

- 1 本指針は、患者又はその家族が閲覧できるようにする。
- 2 疾病の説明とともに、感染防止の基本について説明し、理解を得たうえで、協力を求める。

第10 その他

本指針及び院内感染防止対策に係る規定等において、「院内感染防止対策委員会委員長」とあるのは、「専任の院内感染管理者」と読み替えることができるものとする。

附 則

この指針は、平成19年7月1日から施行する。

平成25年3月1日 一部改正

平成28年6月1日 一部改正

令和5年12月1日 一部改正